

1. 件名：「大間原子力発電所の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（97）」

2. 日時：令和3年1月14日（木）10時00分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：小山田安全規制調整官※、三井上席安全審査官、中村主任安全審査官※、永井主任安全審査官、菅谷技術研究調査官

電源開発株式会社※ 原子力技術部 部長 他5名

※テレビ会議システムによる出席

5. 要旨

(1) 電源開発株式会社（以下「電源開発」という。）から、平成26年12月16日に申請のあった大間原子力発電所の設置変更許可申請のうち、基準津波策定のうち三陸沖から根室沖のプレート間地震に伴う津波等の評価に関するコメント回答について、令和2年12月14日に開催された新基準適合性審査に関する第94回事業者ヒアリングからの修正点にかかる説明があった。

(2) 原子力規制庁から、説明内容及び関連する資料の記載内容について、以下の事項にかかる事実確認をした。

①内閣府(2020)の波源に関わるパラメータ等のデータについては、現記載でそれぞれの数値を追うことが可能か。とくに、12月に公表されたとするデータについて

②事業者の基準波源モデル①～⑥と内閣府(2020)の関係及び事業者モデルの妥当性説明について

③概略パラスタを基準波源モデル①②と③～⑥で区分して行っている理

由について

④想定波源域の設定（敷地前面及び南方への連動）について

（3）電源開発から、確認事項に対し、以下の回答があった。

- ①確認事項を考慮して、参考文献の記載をもとに、波源パラメータデータをトレース出来るように、引用元の分類、記載を適正化する。
- ②事業者モデルの妥当性説明については、資料中にコメント回答で個別に対応しているが、最終的に内閣府(2020)モデルを用いた検討が勝っていたため、「2-7. 地震による津波のまとめ」で記載のように、内閣府(2020)の値を選定している。
- ③基準波源モデルの策定に関して、「策定の手順及び考え方」に示すように、津波工学的な観点に基づくモデルとテクトニクス的背景等に基づくモデルに区分して策定したので、それに従って概略パラスタも区分して行っている。
- ④想定波源域の敷地前面及び南方への連動については、低地震活動領域があること等から、南方では歪みは蓄積されにくく、南方に連動することはないと考えて、想定波源域を設定している。

6. 提出資料

- ・大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について（地震・津波関係）
- ・大間原子力発電所 基準津波策定のうち三陸沖から根室沖のプレート間地震に伴う津波等について（コメント回答）